

IV

不正や権利侵害に対する監査等

1 社会福祉法人に対する特別監査

度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときや運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたときは、社会福祉法第56条に基づき、特別監査を実施します。

特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めます。改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めます。

なお、令和2年度に特別監査を行った社会福祉法人はありませんでした。

2 介護保険サービスに対する監査

介護報酬の請求や介護給付等対象サービスに不正が疑われる場合には、介護保険法第76条、第90条及び第115条の33第1項等に基づき、監査を実施します。

監査の結果、虚偽の指定申請や不正請求などの不正が判明した事業者に対しては、介護保険法第77条、第92条及び第115条の9等に基づき、指定居宅サービス事業所（介護予防を含む。）及び指定介護老人福祉施設等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和2年度に監査を行った事業所は、通所介護事業、特定施設入居者生活介護事業及び介護予防特定施設入居者生活介護事業の3か所でした。

また、令和2年度に処分や改善勧告を行った事業所はありませんでした。

3 障害福祉サービス等に対する監査

法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

監査の結果、不正等が判明した事業者に対しては、障害者総合支援法第49条、第50条等に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和2年度に監査を行った事業所は7か所でした。

また、令和2年度に処分を行った事業所が5か所ありました。

主な処分等事例

種 別	児童発達支援、放課後等デイサービス		
監査実施までの経緯	<p>実地指導を行った結果、法人が運営する全事業所において、唯一の児童発達支援管理責任者が実際には専従かつ常勤で勤務をしていなかった疑い等が発生した。また、これにより、不正に障害児通所給付費を請求していた疑い等が判明したため、監査を実施した。</p>		
処分理由	<p>【不正の手段による指定申請】</p> <p>指定申請において、児童発達支援管理責任者が専任かつ常勤の人員基準を満たさないことを認識していたにもかかわらず、不正の手段により指定を受けた。</p> <p>【不正請求】</p> <p>① 専任かつ常勤の要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず、「児童発達支援管理責任者欠如減算」を行わず、さらに、「児童発達支援管理責任者専任加算」を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。</p> <p>② 指標該当児の割合が50%以上でなかったにもかかわらず、「報酬算定区分1」を算定し、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。</p> <p>③ サービス提供職員の員数が人員基準を満たしていないにもかかわらず、「サービス提供職員欠如減算」を行わず、さらに、「児童指導員等加配加算」を算定して、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。</p> <p>【不正又は著しく不当な行為】</p> <p>① 児童発達支援管理責任者として従事する見込みがないことを認識していたにもかかわらず、虚偽の児童発達支援管理責任者経歴書等を作成し、人員基準を満たす旨の変更届出書及び添付書類を都に提出した。</p> <p>② 児童指導員の人員基準上必要とされる員数又は児童指導員等加配加算の必要とされる員数を満たしていないにもかかわらず、虚偽の実務経験証明書等を作成し、人員基準を満たす旨の変更届出書及び添付書類を都に提出した。</p> <p>③ 指標該当児の割合が50%以上でなかったにもかかわらず、50%以上である旨の報酬算定区分に関する届出書を複数回にわたり都に提出した。</p>		
措 置	指定の取消し	返還請求額	約 2 億 2,734 万円(処分時)

【根拠法令等】児童福祉法第21条の5の24第1項第5号、第8号及び第10号該当

4 児童福祉施設等に対する特別指導検査等

児童福祉施設や認可外保育施設等が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査等を実施します。

特別指導検査の結果、児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達しないときは、同法第46条第3項に基づく改善勧告や改善命令、また、基準未達成に加え、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同条第4項に基づく事業の停止命令を行い、児童福祉法やこれに基づき発する命令等に違反したときは、認可を取り消すことができます。

認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき、児童の福祉のため必要があると認められるときは、改善勧告やその事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます。

また、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条、第21条及び第22条に基づき、同法等の規定に違反する場合、園児の教育上又は保育上有害であると認められる場合等は、改善勧告、改善命令、事業停止命令及び認可の取り消しを行うことができます。

令和2年度に特別指導検査等を行った児童福祉施設等は、児童養護施設が4施設、認可保育所が19施設、認証保育所が19施設、認可外保育施設が8施設でした。

また、令和2年度に処分を行った施設等はなく、改善勧告を行った施設等は認可保育所2施設、認可外保育施設1施設でした。

主な勧告事例

種 別	認可保育所
改善勧告までの経緯	平成29年度及び平成30年度検査において、繰入金・貸付金など不適正な資金移動が行われており文書指摘を行ったが、本年実地検査においても不適正な資金移動を確認した。
勧告理由	【繰入金又は貸付金の資金移動は適正に行うこと】 平成30年度決算において、法人本部拠点区分の person 費及び事業費の合計額を超えて各認可保育所の拠点区部から繰入を行っている。 令和元年度決算において、貸付金が年度内に補填されていない。
措置	改善勧告

【根拠法令等】平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」3-(2)及び4-(2)、平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」問13、平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」5-(3)-ウ

5 保険医療機関等に対する監査

医療保険の診療報酬請求に不正が疑われる場合には、社会保険を所管する関東信越厚生局と共同で監査を実施しています。

(1) 令和2年度 監査実施状況

医科	歯科	保険薬局	柔道整復	合計
4件	6件	2件	1件	13件

平成31年度以前からの監査継続案件で、令和2年度にも監査を行った案件を含みます。

(2) 令和2年度 処分等状況

歯科保険医療機関の指定の取消 3件（取消相当を含む。）
 受領委任の取扱いの中止 2件（中止相当を含む。）

(3) 主な処分等事例

種 別	歯科保健医療機関
監査実施までの経緯	保険者より、患者が実際には受診していないにもかかわらず診療報酬が請求されている旨の情報提供があった。個別指導を実施したところ、実際には行っていない保険請求を行ったものとして、不正な請求を行っていることが強く疑われたことから、監査を実施した。
処分理由	監査への出頭を求めたが、正当な理由なく拒み忌避した。実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。
措置	保険医療機関の指定取消

【根拠法令等】健康保険法等

IV 不正や権利侵害に対する監査等

種 別	柔道整復施術所
監査実施までの経緯	保険者から、不自然な請求が行われており、不正請求が疑われる旨の情報提供があった。個別指導を実施したところ施術者本人や患者が旅行中にもかかわらず療養費が請求されている等の不正が強く疑われたため、監査を実施した。
処分理由	実際には行っていない施術を行ったとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。
措置	受領委任の取扱中止相当

【根拠法令等】 受領委任の取扱規程等

6 生活保護法の指定医療機関に対する検査

医療扶助に係る診療内容及び診療報酬について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由等があるときは、検査を実施します。

検査の結果、不正等が判明した指定医療機関に対しては、生活保護法第51条第2項に基づき、指定医療機関の「指定の取消し」等の処分を行うことができます。

なお、令和2年度に検査を行った指定医療機関はありません。